取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新 旧 (報告事項) (報告事項) 第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次 第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次 の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要 の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要 と認める書類を添付して報告するものとする。 と認める書類を添付して報告するものとする。 (1) \sim (16) の 2 (略) (1) \sim (16) の 2 (略) (17) 役員が法第29条の4第1項第2号イから<mark>リ</mark>までに掲 (17) 役員が法第29条の4第1項第2号イから<mark>ト</mark>までに掲 げる者のいずれかに該当することとなった事実を知 げる者のいずれかに該当することとなった事実を知 ったとき。 ったとき。 (17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号 (17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号 イから<mark>リ</mark>までに掲げる者のいずれかに該当すること イから<mark>ト</mark>までに掲げる者のいずれかに該当すること となった事実を知ったとき。 となった事実を知ったとき。 $(18) \sim (27)$ (略) $(18) \sim (27)$ (略) 付 則 この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。